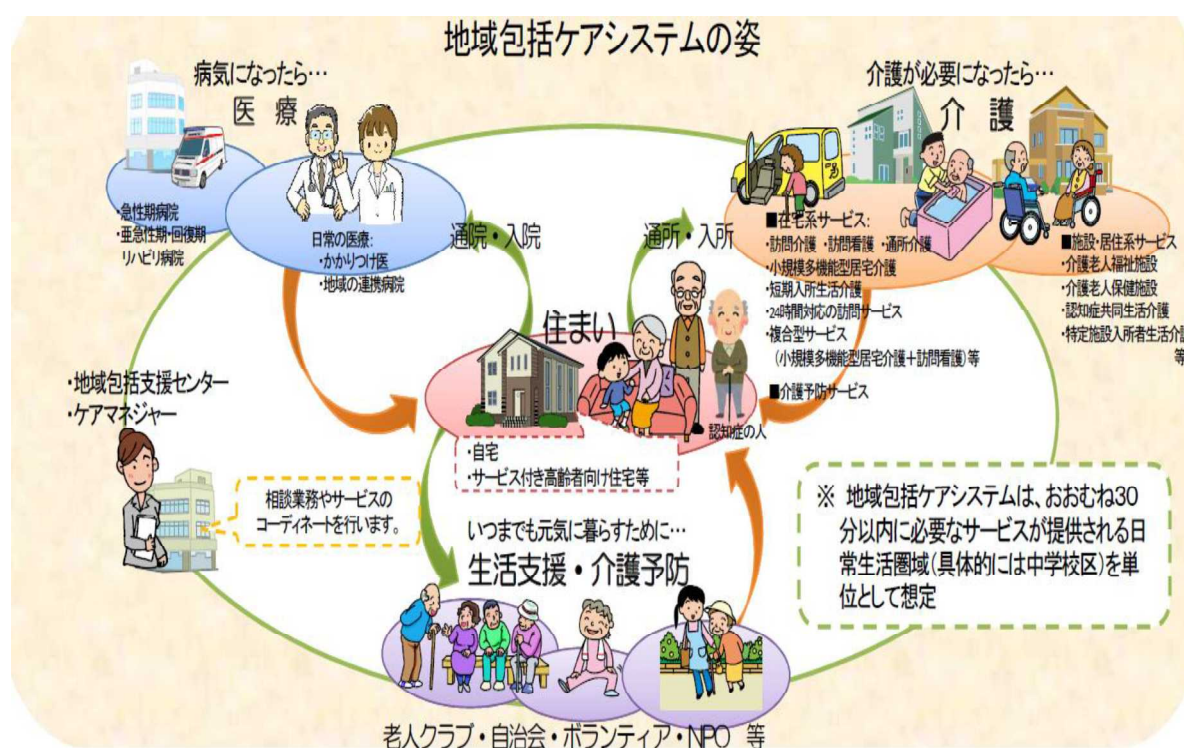


第3章

鳴門市の地域包括ケアシステムの推進

1. 地域包括ケアシステムの構築

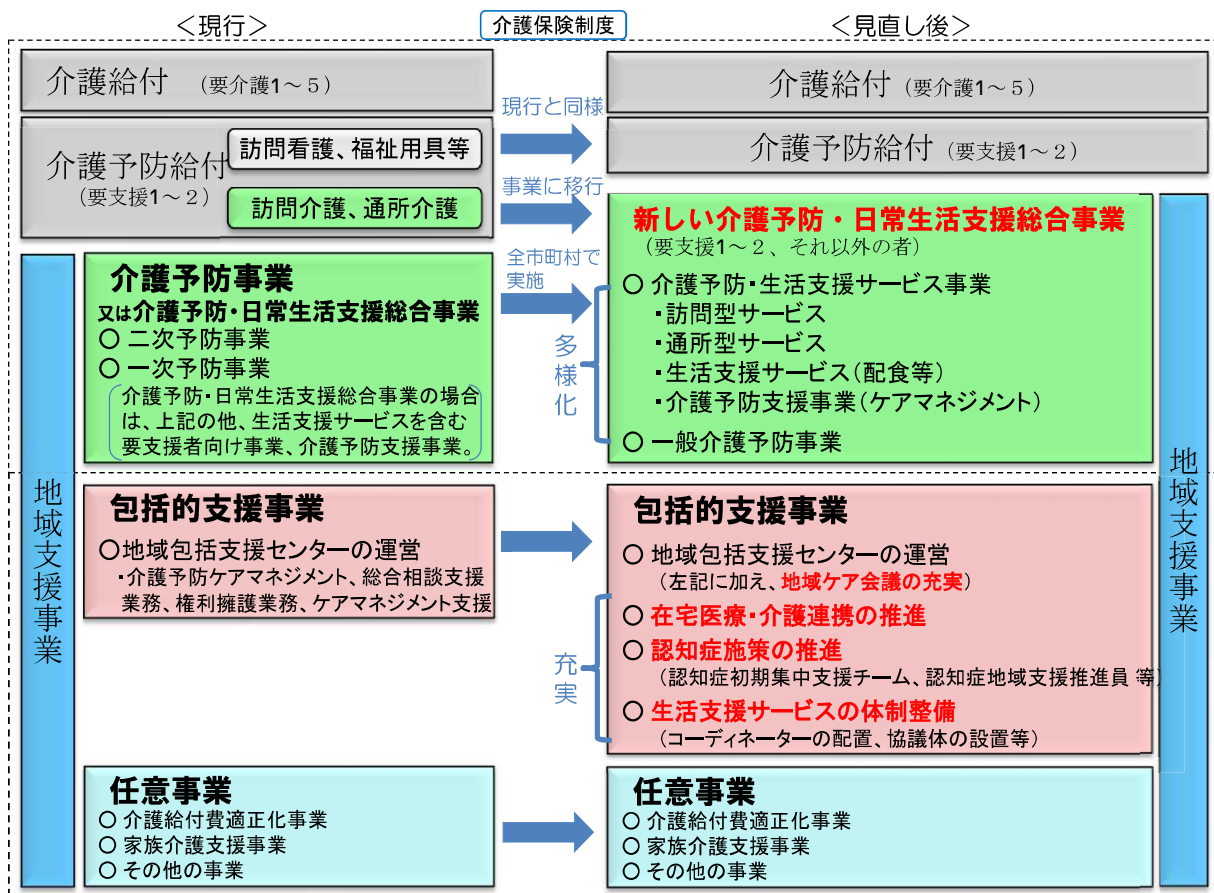
高齢になっても市民の誰もが、健康長寿をめざして、いきいきとした生活を送れるようになることが大切です。仮に要支援・要介護となった場合でも、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが有する能力に応じた自分らしい生活が送れるようにしていくことが重要です。そのためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの確保が地域内で包括的に確保されるような体制を構築することが求められています。



体制の構築に向けては、行政だけでなく、市民、関係者団体、事業者、医療機関等がそれぞれの役割を發揮しつつ、高齢者の生活を医療・福祉の連携と協働により地域全体で支える仕組みが必要となっています。

(1) 地域支援事業の位置づけ

介護保険制度では、要介護状態の方へのサービスだけでなく、生活機能が低下する前の介護予防・生きがいづくりや健康長寿に向けたサービスが展開されています。そして、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを推進し、地域でのサービスを充実させるため、今回の介護保険制度の改正で地域支援事業の内容が拡充されています。



(2) 地域支援事業の充実

① 地域支援事業について

地域支援事業は、介護保険制度の枠組みの中に位置づけられており、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護となった場合でも地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

これらの事業は、地域包括支援センターが中心となって実施し、地域住民や事業所の問題解決に取り組むものとなっています。

② 新総合事業への移行

今回の介護保険制度の改正により、要支援者への介護サービスの一部である「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」が地域支援事業へ移行され、地域支援事業の中に、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」(介護予防事業から追加変更)が創設されています。

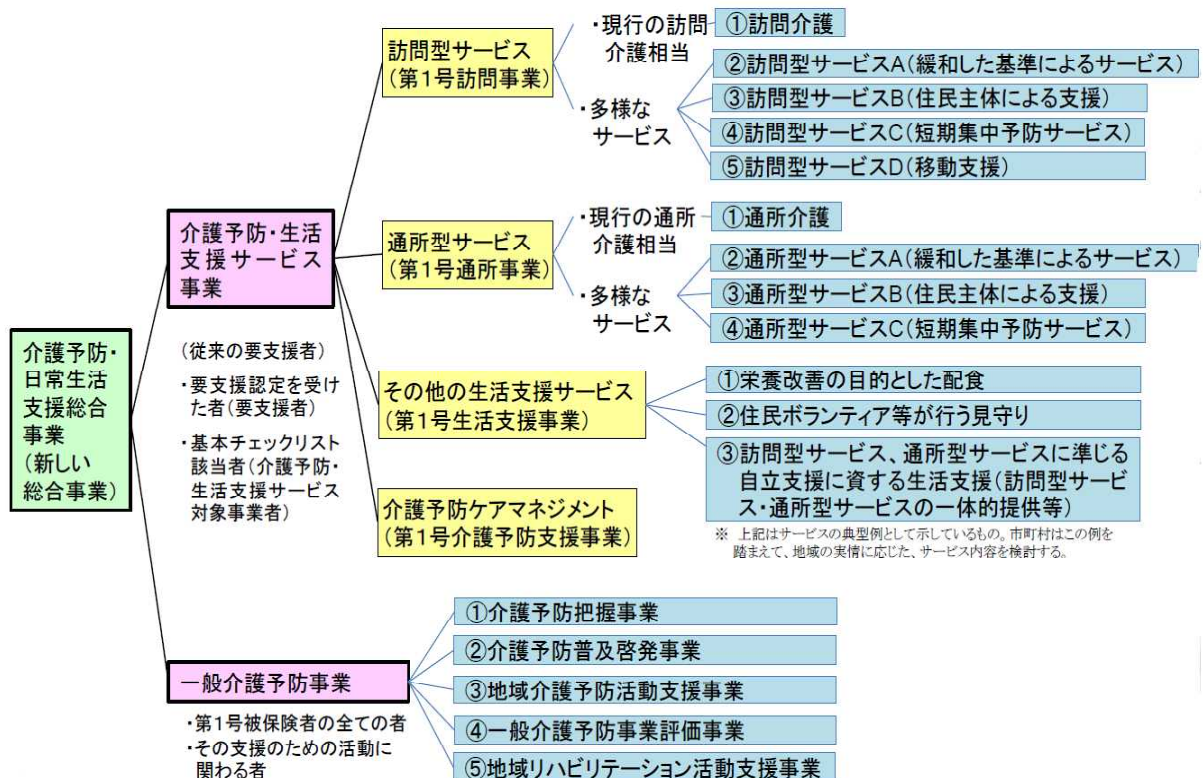
これらのサービスは、地域の実情に合わせ、サービス内容や単価等を自由に設定・変更できるようになっています。

これは単にサービス提供の枠組みが変わるということではなく、専門職によるサービスが必要な方へのサービスは確保しつつ、更に地域の社会資源も活用して介護事業者だけでなく民間事業者・NPO法人・

ボランティア・自治会・地域住民など様々な主体によるサービスの提供を充実させ、一層の自立支援を図っていくことを目的としています。

③ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要

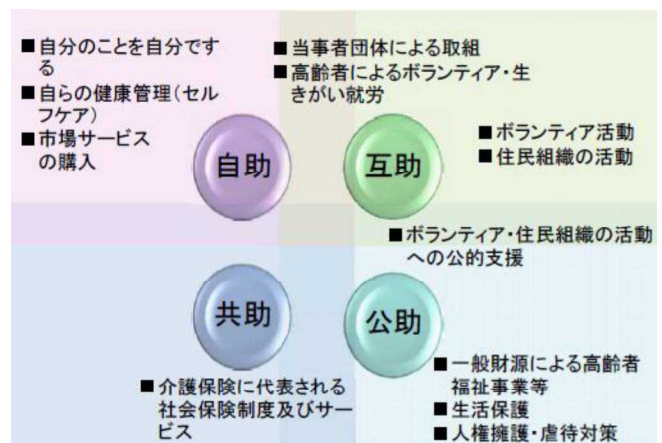
介護保険制度の改正を受け、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成されることになります。



新総合事業への移行については、平成27年4月1日からの施行となっていますが、円滑な移行のための準備期間が必要なことから、本市では、平成28年4月の移行を目指し、平成27年4月から順次、現行相当サービスやモデル事業等を行っていく予定としています。

(3) 自助・互助を中心とした取り組みの必要性

今後、増え続けるであろう高齢者の生活のニーズに対し、少子高齢化や市の財政状況から、税金を財源として行政が実施する福祉施策や介護保険による公的な介護サービスで、大幅な拡充を行うことは難しくなってきます。

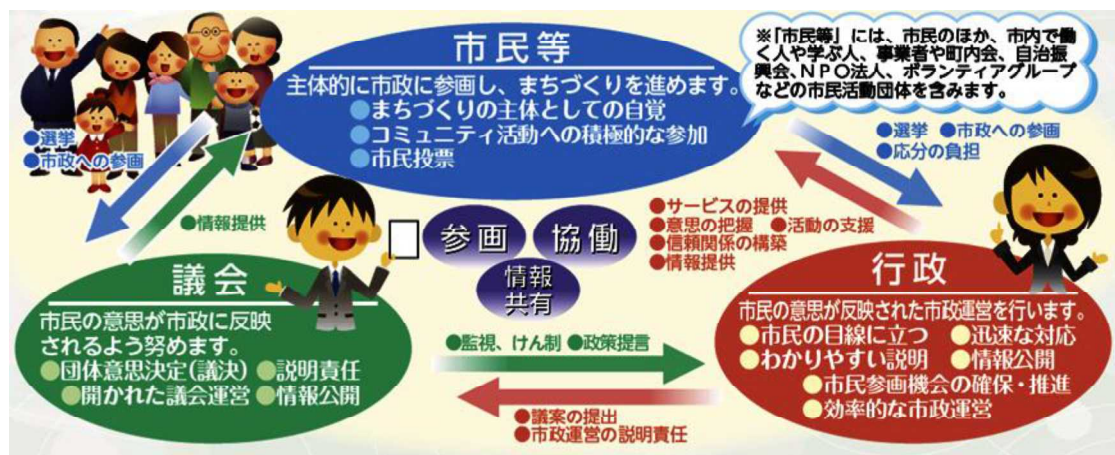


今回の介護保険制度改正の中で地域支援事業の充実が行われ、担い手の多様化も重要な柱として位置づけられています。地域包括ケアシステムの体制が実際に機能するためには、セーフティーネットや仕組みづくりの観点から行政の関与は今後も必要ですが、加えて市民参加、地域住民の取り組み、そして本人の健康長寿への心がけ、お互いへの関心がますます重要なものとなっています。

つまり、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、「公助」「共助」だけでなく、「自助」を基本としつつ、多様な主体と行政が協働しながら地域全体を支え合う「互助」の体制をつくっていくことが非常に重要となります。

本市では、鳴門市自治基本条例を平成23年3月に策定し、「市民が主役のまちづくり」を推進するにあたっての基本原則を「参画」「協働」「情報共有」と定めています。

この原則を大切に、市民の皆さんに地域包括ケアシステムの担い手として参加いただき、「市民が主役のまちづくり」を進めていきます。



2. 鳴門市の基本目標の達成に向けた施策の方向性

高齢者を取り巻く問題の解決については、大きく、①在宅生活を続けるための問題解決への取り組み、②在宅医療・緊急時の受入や住まいの確保といったセーフティーネット等の医療・福祉分野の施策の維持・充実への取り組み、の二つの方向性があると考えられます。

いずれの方向性においても、大小様々な問題があるため、それらを一様に解決できるものではありません。要介護認定者の増加のピークを迎えると想定されている10年後に照準を当て、解決に向けて段階的に取り組む必要があります。

3. 基本目標の達成に向けて

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活し続けるためには、要支援・要介護状態になる前の介護予防の取り組み、認知症予防の取り組み、地域で支え合う仕組みづくりなど、喫緊の課題があります。

第6期計画では、様々な施策を通じて、直面している問題の解決のみならず、本市が4つの基本目標に掲げたまちづくりを実現し、地域内の基盤づくりを行わなければなりません。

今後、行政が行う福祉施策や介護保険制度だけでは体制的にも財政的にも賄えない状態になる可能性が高くなっています。高齢者が健康で長く地域に住み続けるためには、地域住民同士のつながりや、地域包括支援センターを中心としたサポート体制が欠かせないものとなります。その基盤づくりとなる施策は、本市の基本目標を実現するための行動指針に沿ったものである必要があります。

4. 鳴門市の地域包括ケアシステムの充実に向けた重点的な取り組み

(1) 地域包括支援センターの機能強化

今後は地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア体制づくりや認知症施策の推進、本市全体の課題や取り組みについて調整・統括する機能がより必要とされるようになります。そうした機能を担う取り組みとして、本市では『**鳴門市基幹型地域包括支援センター**』を創設します。地域ケア会議を始めとする個別ケースの検討会や認知症SOS徘徊ネットワーク会議等を行い、課題の解決やレベル向上等に向けた取り組みを推進していきます。

(2) 認知症対策の推進

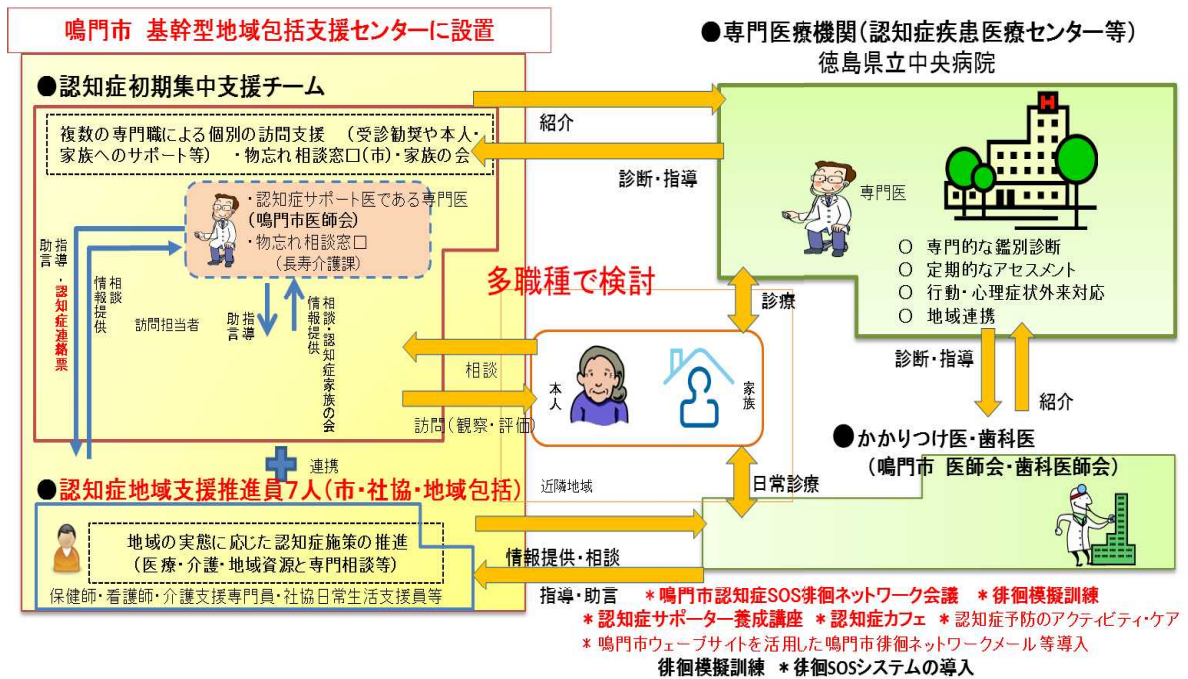
① 認知症初期集中支援チームの設置

鳴門市医師会による指導のもとに、早期診断、早期対応に向けて、以下の体制を鳴門市基幹型地域包括支援センター内に設置するとしています。

○ 認知症初期集中支援チームの設置

複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこととしています。

- 認知症地域支援推進員の配置（平成 25 年度に 8 人養成しています）
- 認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス（専任の連携支援・相談等）、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う予定にしています。



～～認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ～～

- ①訪問支援対象者の把握
- ②情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）
- ③観察・評価（認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子をチェック）
- ④初回訪問時の支援（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）、
- ⑤専門医を含めたチーム員会議の開催（観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）
- ⑥短期集中支援の実施（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など）
- ⑦引き継ぎ後のモニタリング

② 鳴門市認知症 SOS 徘徊ネットワーク会議

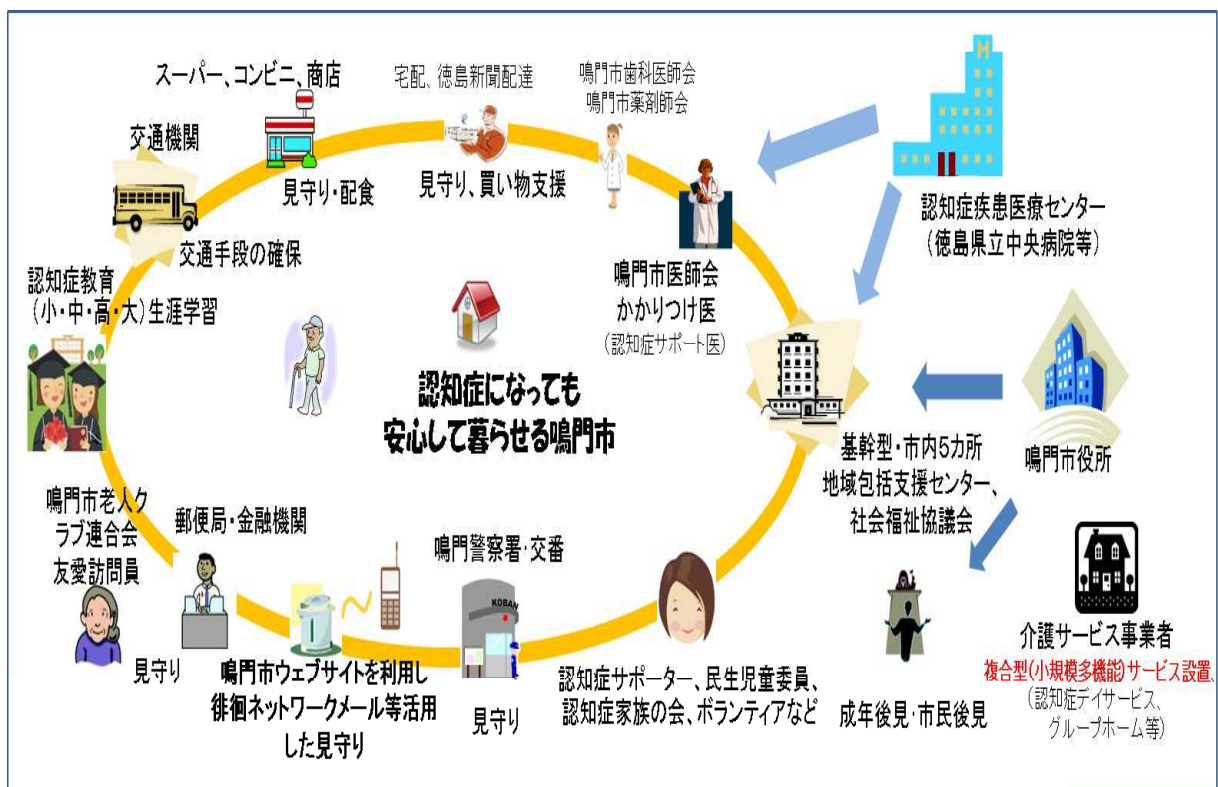
「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる鳴門」の実現のため、介護保険

サービスだけでなく、関係団体や民間企業等の協力を得て、自助・互助を最大限活用した鳴門市認知症 SOS 徘徊ネットワーク会議を創設します。

③ 見守り体制の構築

市、地域包括支援センター、鳴門市社会福祉協議会が中心となって、日常生活圏域等で認知症の方の徘徊時の緊急通報体制や見守り等を含めたネットワークの構築を目指します。

また、地域での生活を支えるため認知症デイサービスやグループホーム（7か所）で徘徊等の見守りのバックアップを強化する取り組みも視野に入れて検討します。

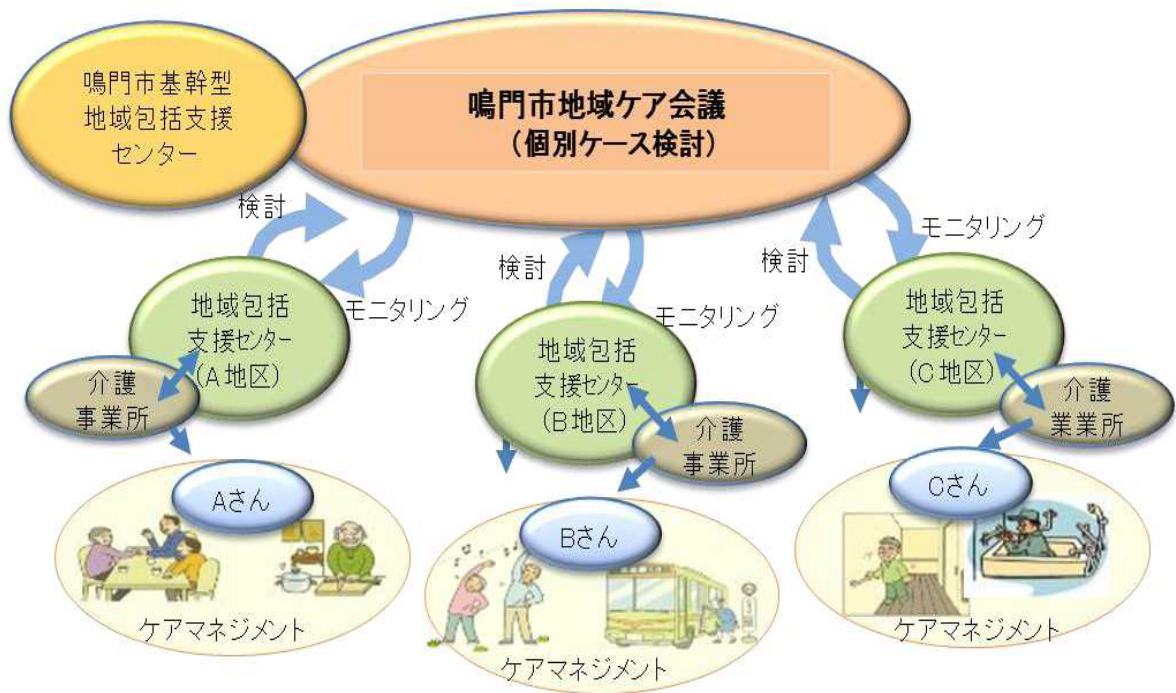


(3) 地域づくり・地域課題の解決に向けた取り組み

① 鳴門市地域ケア会議

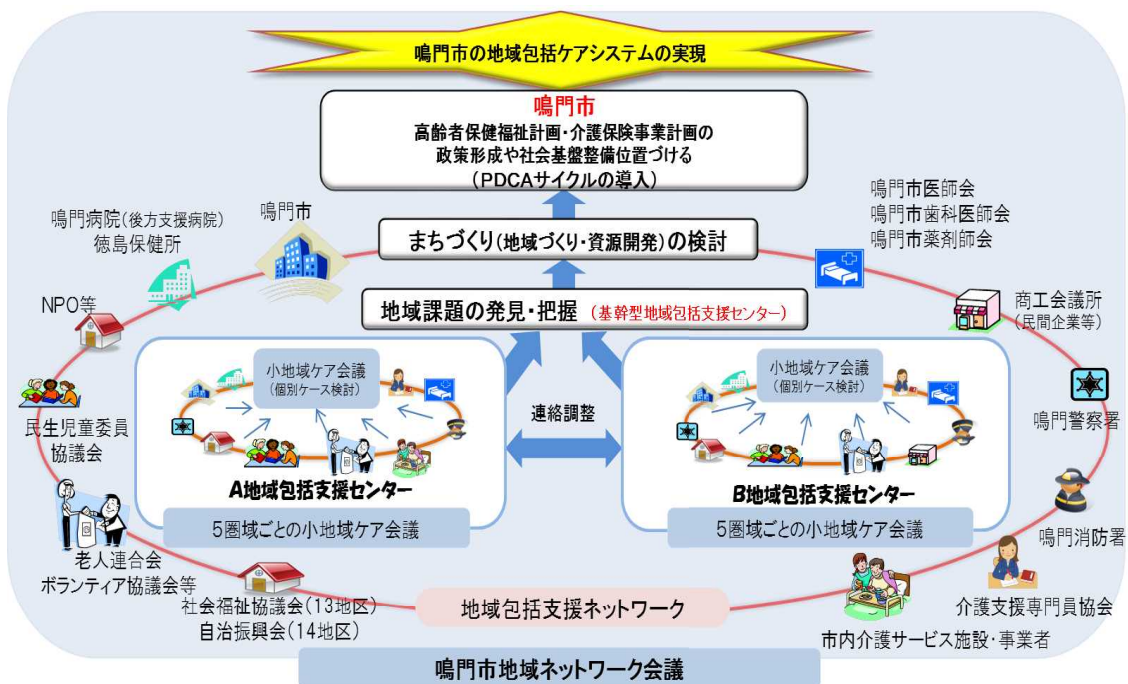
ケアマネジメントのレベル向上を目指し、実務者レベルの地域ケア会議を開催し、生活・介護支援、介護予防、認知症等の個別事例の課題解決を多職種協働により取り組みます。

また、ケアマネージャーや介護サービス提供事業者と自立のための望ましい支援の方法や方向性を検討し、重篤化の予防を図ります。



② 地域ネットワーク会議

鳴門市地域ネットワーク会議は、基幹型や各地域包括支援センター等で検討された有効な支援方法を普遍化し、地域づくり・地域課題を解決していくために、医師会等との連携を図り、13 地区社会福祉協議会や14 自治振興会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等の各代表者レベルで開催し、課題解決に取り組みます。



5. 施策の体系

